

■ 5 補装具・日常生活用具

①社会福祉課 内線3208

制度名	内容	対象者	手続きに必要なもの	問合せ
障害者補装具費支給	<p>身体に障害を有する方又は児童が身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具の購入等にかかる費用を支給します。</p> <p><器具の種類> 義足・義手・装具・座位保持装置・視覚障害者安全つえ・義眼・補聴器・車椅子・電動車椅子・歩行器など</p> <p><負担額> 各々の補装具に基準額があり、見積り額とどちらか低い方の額の1割が自己負担となります。 ※所得に応じて負担の上限額があります。</p>	<p>○身体障害者手帳をお持ちの方又は難病の方</p> <p>※ただし、補装具の種類により対象者が異なります。</p> <p>※本人及び配偶者（児童の場合は住民基本台帳上の世帯）最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の方は対象外です。</p>	<p>1 身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証</p> <p>2 見積書（指定事業者）</p> <p>3 医師の意見書（指定様式）</p> <p>※給付種目により必要のない場合があります。</p> <p>4 その他 給付種目により他に必要な書類があります。</p>	①
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	<p>小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るための特殊寝台、入浴補助用具などを給付します。</p> <p><負担額> 本人及び世帯の所得状況により全部又は一部の費用負担が必要です。</p>	<p>○小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方</p> <p>※ただし、用具の種類により対象者が異なります。</p>	<p>1 小児慢性特定疾病医療受給者証</p> <p>2 見積書（指定事業者）</p> <p>3 世帯全員の課税又は非課税証明書（転入の方）</p>	
障害者日常生活用具給付	P15「地域生活支援事業」の「日常生活用具給付等」を参照してください。			

